

治療用装具を作成・購入するときはご注意ください！

病院でギプスを作り、全額自己負担となりました。
健康保険組合に申請すれば返金してもらえると
病院に教えてもらったのですが、可能でしょうか？



「治療用装具」とであると認められた場合、療養費として7割（8割）を支給します。

「治療用装具」とは…医療保険において、保険医が疾病又は負傷の治療上必要であると認めて患者に装着させる装具のこと

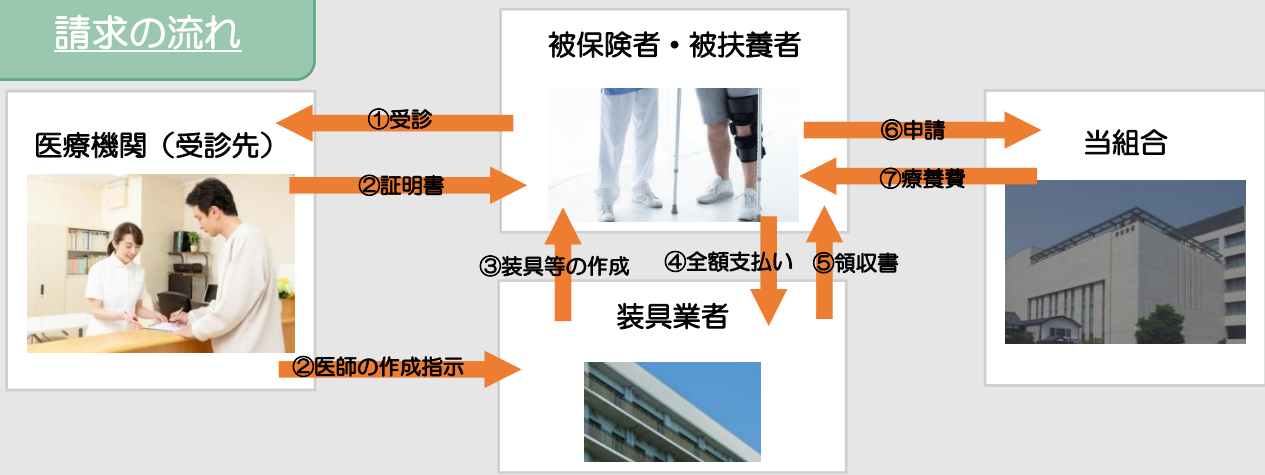
医師が治療上必要であると認め、医師の指示により治療用装具を制作・購入した際には、療養費として7割（8割）を支給します。

医療機関や装具業者から「健康保険の支給対象」等と説明があっても、健康保険法第87条等をもとに審査し、当組合が認めた場合に限りです。

すべての治療用装具が支給対象となるわけではありません！
認められないものは支給対象となりませんのでご注意ください。



請求の流れ



「治療用装具」の判断基準

健康保険の適用となる「治療用装具」

- ・治療に必要不可欠であると医師が判断・指示
- ・医師・装具士の立ち合いのもと作成
- ・原則としてオーダーメイドで作成
- ・原因疾患を解消させる目的としたもの等

健康保険の適用とならない装具

- ・医師の診断によらないもの
- ・障がい者の方の日常生活のために必要なもの※
- ・スポーツの際の、けがの予防を目的としたもの
- ・リハビリ目的や症状固定後に装着したもの
- ・美容を目的としたもの（歯科矯正器具等）等

※「補装具」となり、市区町村の福祉制度の対象となります。作成前に市区町村にご確認ください。

申請時の必要書類

中電健保HPからダウンロードするもの

- ・療養費・家族療養費支給申請書
- ・装具写真貼付台紙
- ・装具作成確認書

 [手続き・申請一覧 - 中部電力健康保険組合 \(chudenkenpo.or.jp\)](http://chudenkenpo.or.jp)

ご自身でご準備いただくもの

- ・医師の同意書および装着証明書（本書）
- ・装具業者発行の領収書（本書）
- ・**装具が必要と認められた日の医療機関**発行の領収書・診療明細書（写し）

※紛失等で提出できない場合、医療機関からの請求を待って支給となりますので、お時間を要しますことをご了承ください。

中電健保からのお願い

当組合では、製作・購入された装具が保険給付の対象となるのか、価格が適正であるのかなど、詳しく審査した上で支給決定をおこなっています。

その過程で医師や装具業者への照会・治療内容の確認等をするため、審査状況によっては申請書提出から療養費支給までに3～4カ月程度かかる場合があります。

みなさまの保険料を適正に活用するため、
審査および照会へのご理解とご協力をお願いします。

